Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-27

日中戦争期中国華北の省・特別市公署における日本語学習奨励策について ： 青島特別市公署の一連の日本語試験を中心に

川上, 尚恵

(Citation)
神戸大学留学生センター紀要,20:1-19

(Issue Date)
2014-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81005484

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005484

KOBE UNIVERSITY

神戸大学
留学生センター紀要　20：1～19，2014

日中戦争期中国華北の省・特別市公署における日本語学習奨励策について
―青島特別市公署の一連の日本語試験を中心に―

川上　尚恵

キーワード：華北、日本語学習奨励、日本語試験、官吏

1　はじめに

中国大陸における日本の侵略は、1932年の「満洲国」（以下カッコ省略）樹立を経て、1935年には華北分離工作が開始され、同年11月25日には冀東防共自治委員会が成立した（12月25日には冀東防共自治政府と改称）。そして、1937年７月に起きた盧溝橋事変をきっかけに日中戦争が開始され、華北の各地は次々に日本の占領下に入り、1937年12月には中華民国臨時政府が成立した。1940年に南京で中華民国国民政府が成立した後は、華北政務委員会が華北の行政を担った。

各地に成立したこのような政権は、表面上は中国人の自主的なものとされながら、実際は日本の意図の下に政権の樹立・統治が行われた「傀儡」であったといわれている。小野（2010）は、華北占領地では政権運営にあたって、満洲国で行われた「内面指導」という顧問制度が取り入れられつつも、満洲国での教訓を鑑み日系官吏の大量就任が否定されたと指摘している。しかし、実際には、1938年４月に締結された「政府顧問約定／附属約定」（1943年初頭廃止）で中央及び地方顧問・補佐官と技術・専門家等の二種類の区分が設けられたことにより、後者の区分によって「顧問」以外の形で直接日本人が臨時政府に入り込んでいたという[1)]。

このように華北では中央・地方行政機関のみならず様々な現場の末端にまで日本人が配置されていた[2)]が、表面上はあくまでも中国人による政権であり、中央・地方行政には多くの中国人職員が従事していた。そのような中国人官吏に対しては日本語を習得することが重視され、様々な形で日本語教育や日本語学習奨励が行われた。

川上（2007a）では、北京特別市公署内で職員を対象とする日本語の学習クラスが設けられ、日本語能力を測る試験の結果によって給与に手当金を付加する「語学奨励試験」が実施されたことを明らかにしている。しかし、それが華北地域全体において普遍的であったのかどうかについては述べられておらず、また中央の官吏に

対する日本語教育に言及がないため、中央と地方においてどのような違いがあるのか、あるいはないのかが明らかではない。さらに、「語学奨励試験」が朝鮮や満洲地域でも実施されたことをあげ、その共通性を指摘しているが、実質的に関連性が示されておらず、可能性を示すにとどまっている。

本稿では、華北の行政組織と中国人官吏（中央・地方）に対する日本語能力養成について整理をした後、青島特別市における奨励をともなった日本語の試験の導入と実施状況について明らかにし、省・特別市公署において行われた日本語学習奨励の施策について検討をする。

占領下の華北では日本語が学校教育に正課として取り入れられたほか、軍部、宗教団体、行政、民間などによって設立された日本語学校が多く存在していた（川上2007b）。華北における日本語教育がイデオロギーをまとった親日工作の一環であることはさることながら、華北に流入した多くの大小の企業や日本人の生活を支えるためにも日本語ができる中国人が必要とされ、実用的な側面からも日本語が学ばされていた。本稿で対象とする中央・地方官吏についても、業務上日本語を習得することが必要とされたが、そのような目的を持った日本語能力の養成は、特定の教育機関で行われることがあった一方、「語学奨励試験」のような個人の学習意欲を促すことが意図された施策をもって日本語学習を「奨励」するという方法も取られていた。本稿では、「教育」という側面だけでなく、「奨励」というあたかも自主性を感じさせる側面にも注目することで、「教育」という形以外でも、日本語を学ぶことを推進する圧力が存在したことを指摘し、多岐にわたった華北の日本語教育の全体像の解明の一端としたい。

2　華北の行政組織

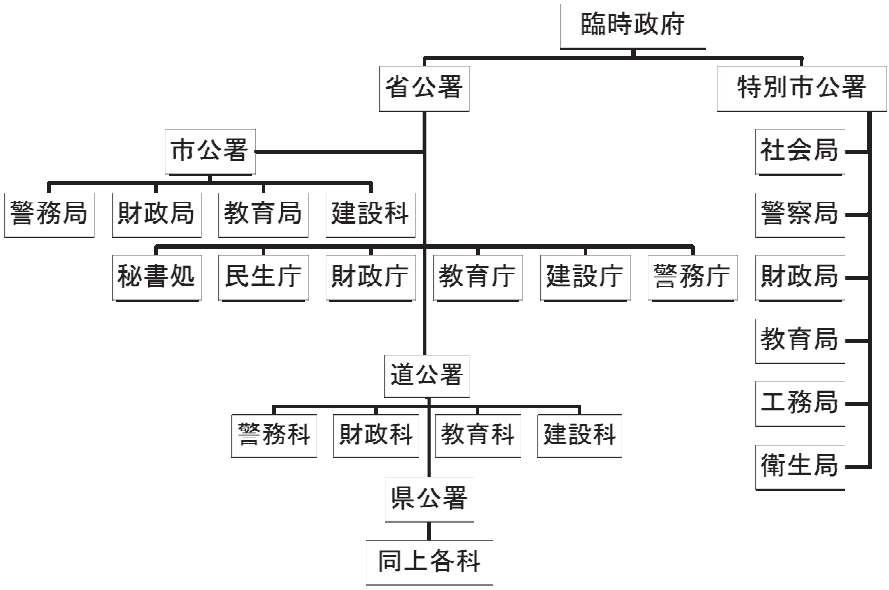
前述のように、1937年７月７日の盧溝橋事件後、日本軍は７月29には北平[3]、翌30日には天津を占領した。その後も華北各地を支配下に治め、1937年12月14日には中華民国臨時政府（以下臨時政府）が成立した。1938年の元旦には委員等の就任式が行われ、１月４日には正式に政府の組織大綱が公布された（郭他2007：163-168）。

臨時政府の行政区画は、河北・山東・山西・河南の４つの省（省の下に道・県）と北京・天津・青島の３つの特別市で構成された。図１は臨時政府の地方組織図である。地方の省や市の行政機関の多くは、すでにそこで組織されていた地方の維持会や自治組織を基盤として設けられた[4]。

各地の維持会は、1937年７月７日以降、華北各地が次々と日本の占領下に入るにともない組織されていった。北平では1937年の７月30日に地方維持会の成立大会が挙行され、天津では８月１日にその成立が宣告された。河北、山西、山東、河南などにも数十もの維持会が次々と成立した。北京地方維持会では、委員の約４分の１が日本人顧問で占められ、会長は中国人ではありながらも実質的には日本人顧問のコントロールの下にあった。このような状況は天津の治安維持会でも、その他の治安維持会でも同様であり、いずれも日本軍特務機関が背後で組織しコントロールしていた。（郭他2007：140-156）[5]。

臨時政府が成立した後、各地方維持会は相次いで臨時政府の組織の系統に入った。その後に成立したいくつかの維持会はその名称を引き続き使用したが、それはあくまで臨時政府の管轄下の地方組織であった（郭他2007：169-170）。ただし、実際は、「中央」政府よりも華北各地を統治する日本軍の指揮系統に権力があった[6]。ちなみに、県レベルでは治安維持会が県公署へと改組されるにはいくつかの条件が必要であり、県公署が成立するということは治安が好転したということであり、宣撫班の「功績」であったという（中央档案館他編2004：294）

図１　臨時政府地方組織図



出典）『華北偽政権史稿』（2007：176）

このように、地方行政機構は、日本軍の軍事的占領後に宣撫工作が行われ、治安維持会などの組織が発足しそれが政府組織の一部となる、といった流れで形成された。その際の臨時政府の役割は、首長などの公認（追認）といった程度のものであり、地方行政機構の形成は日本軍の武力によるところが大きかった（安井1978：172-173）。

1940年３月30日、南京に中華民国国民政府（以下国民政府）が樹立し、臨時政府と南京の維新政府は解消した。ただし、華北では臨時政府に代わって華北政務委員会が新たに成立し、華北の政治、経済、金融、建設等の各種工作はこれまで通り継続された[7)]。いわゆる「中央政府」である国民政府の傘下に入ったとはいっても、華北政務委員会は「高度な自治」を保っていた（安井1978：170）。

３　官吏に対する日本語教育

以上のような各レベルの行政機関の職員はさまざまな形で養成されたが、その教育には、何らかの形で日本語能力の養成が含まれていた。中国人官吏の中央養成機関であった新民学院では、その教育が開始された当初は修業年限が１年と短期間ではあったが[8)]、臨時政府を担った王克敏による「訓育」の講義をはじめとし、日中の最高の講師陣による政治・財政関係の講義を中心とした官吏養成プログラムが設けられていた。その中、最も時間数が多かったのは日本語の講義であり[9)]、教育の一環として日本への「内地見学」旅行も実施されていた。新民学院の学生は、卒業後は官吏任用に際し優先権を持ち、実際に官吏として行政に携わったが、内田（2005：31-32）によると、山西省警務庁高級職員42名の中に、３名の新民学院修了生がいたということである。なお、新民学院には現職の官吏もその身分を維持したまま入学することができた。

一方、省・市公署職員に対しては、日本への留学を通した職員養成及び研修が行われていた。河北省では公費日本留学制度を設けていたが、1941年度の「選抜試験応募略則」によると、留学後は河北省公署の服務を行うために派遣されることが決まっており、それに従わない者は支給した費用一切を返還しなければならなかった。その制度においては、一般への募集とともに在職職員の枠も設けられており、募集人員47名中７名が職員の中から選抜されることとなっていた[10)]。なお、同様な制度は天津特別市でも見られる[11)]。

このように新民学院のような中央教育機関では高級官吏を養成する中で日本語教育が行われ、省・市公署では日本への留学制度によって新任・在職者の養成や研修

を行っていた。一方、在職者の日本語教育・学習に関しては、北京特別市公署では日本語クラス（班）と職員を対象とした語学奨励試験の二つの施策があった。この二つの施策は、北京以外の省・市公署でも実施されていたことが確認でき、特に前者の日本語クラスや講習会などの開催は、職員の日本語能力向上にあたって広く取り入れられていた方法であったようである。華北政務委員会が各地で実施された施策をまとめた『華北政務委員会施政紀要』（二～五周年）（以下『施政紀要』）によると、日本語講習会及び講習班が、表１のように実施されていた。

表１　語学講習実施状況

語学講習の種類	実施地域
日語講習会	河南省・北京特別市
日語講習班	北京特別市・天津特別市
日華語講習班	山西省

山西省では日本語講習だけでなく中国語講習も行われていた。その目的は、日本人と中国人職員に相互交流させ親善提携を促進させ、事務進行を円滑に進むようにすることであり、省署の各庁処と直轄各機関職員に６ヶ月を一期とした「日華語講習」（日本語中国語講習）を行っていた[12]。『施政紀要』には掲載されていないが、青島特別市でも「青島特別市公署日語講習会簡則」（1942年３月）が定められていた。

また、後者は日本語学習を奨励するために取られていた方法であり、日本語能力を測る試験を実施しその結果によって給与に手当金を付加するというものである。北京特別市では市公署職員に対して日本語能力を測る試験を行い、合格すると一定の手当を支給する「語学奨励試験」制度を1940年より実施していた。川上（2007a）では、第４回（1943年）の実施までを確認し、試験では日本語のレベルにより特等から三等までの４等級の試験が設けられ、それぞれの等級で筆記と口述の２種類の試験があったことを明らかにした。

華北で北京以外にこのような日本語の試験の実施が確認できたのが、青島特別市であり、その他の地域においては試験実施の形跡は見当たらない[13]。すでに北京については別稿で扱ったため、本稿では以下で青島特別市での試験の導入と実施方法について検討し、その結果をあわせて華北全体における「語学奨励試験」の位置づけについて考察する。資料は、青島市档案館所蔵資料を使用する。

4　青島特別市公署の日本語の試験

4.1　青島で実施された日本語の試験の概要

青島での日本語の試験は、1938年に開始された青島治安維持会日本語学検定試験を経て、39年に青島特別市公署日本語学試験、翌40年には青島特別市公署語学検定試験として実施された。次の表２は試験の概要をまとめたものであり、表３は試験の等級とレベルをあげたものである。次節からは、その導入経緯と詳細をあわせ、試験の変遷を見ていく。なお、特に言及のない場合は、各試験の説明は表２の出典による。

表２　日本語試験概要

名称	日本語学検定試験	日本語学試験	語学検定試験
開始年	1938	1939	1940
実施機関	青島治安維持会	青島特別市公署	青島特別市公署
等級	特等～七等（８等級）	特等～五等（６等級）	特等～七等（８等級）
金額	20元～１元	20元～３元	改正前：20元～１元 改正後（1944）： 50元～５元
支給期間	特等～三等（１年）、 四等以下（６ヶ月）	特等～三等（１年）、 四等以下（６ヶ月）	特等（３年）、一～二等 （２年）、三等以下（１年）
言語	日本語	日本語	日本語・中国語
実施月	１月・７月	１月・７月	６月・12月
試験科目	筆記（訳解、作文、書取） と口述（会話、読解）	筆記（訳解、作文、書取） と口述（会話、読解）	筆記（訳解、作文、書取） と口述（会話、読解）
その他	手当以外に徽章を支給	手当以外に徽章を支給	

出典）日本語学検定試験（青島市档案館：「青島治安維持会語学奨励規則」（B0023/001/00512/0055））、日本語学試験（青島市档案館：関与日本語学奨励規則説明（A0018/001/　00548/0040））、語学検定試験（青島市档案館：「関与制定語学奨励金支給規画併与六月下旬挙行第一次語学試験的訓令」（A0020/001/00328　/0084））

注１）語学検定試験のみ日本語表記、他は中国語表記で筆者の訳による。

注２）語学検定試験の出典資料原文の漢字片仮名交じり文を漢字平仮名交じり文とした。

表３　日本語試験の等級とその基準

	日本語学検定試験	日本語学試験	語学検定試験
特等	口語文語及び公文書を自由に訳し理解できる（中学卒業）程度	口語文語及び公文書を自由に訳し理解できる（中学卒業）程度	会話文語及公文の翻訳を自由に出来得るもの（中学卒業程度）
一等	口語文語及びよく公文を理解できる（中学四年）程度	口語文語及び公文を理解できる（中学四年）程度	会話文語及公文の翻訳を出来得る者（中学四年程度）
二等	口語と簡単な文語をよく理解できる（中学三年）の程度	口語を理解でき簡単な文語を理解できる（中学三年）程度	会話及簡単なる文語の出来得る者（中学三年程度）
三等	日常の簡単な口語を理解できる（小学六年）程度	日常の簡単な口語を理解できる（小学六年）程度	簡単なる日常会話の出来得る者（小学六年程度）
四等	右に同じ（小学五年）	右に同じ（小学五年）	同右（小学五年程度）
五等	常用の■■会話及び書取■■（小学四年）の程度	常用の簡単な会話及び書取ができる程度（小学四年）程度	同右（小学四年程度）
六等	■■■■■■■■■（小学三年）の程度		同右（小学三年以下の程度）
七等	やや■■■■■■■■解することのできる（小学二年）の程度		同右（小学三年以下の程度）

出典）表２に同じ。

注１）注２）表２の注１及び２に同じ。

注３）表中「■」は判読不明箇所。表中「右」は同一試験の上位の等を指す。

４．２　青島治安維持会の日本語学検定試験（1938年）から青島特別市公署日本語学試験（1939年）へ

青島特別市公署に試験が導入されるに先立ち、青島治安維持会では1938年から日本語学検定試験が行われていた。前述のように、青島では1938年１月に治安維持会が成立していたが、試験はその成立直後の時期に導入された。日本語学検定試験の対象者は、青島治安維持会委任官及び同待遇の職員であったが、試験を受けるため

には受験志願書を所属の長官に提出し、それが会長へと渡り審査された。また、所属の長官が適任だと認めた場合は推薦することができた。試験は特等から七等までの８等級に分かれ、合格すると等級に応じた手当と徽章が定められた期間支給された。ただし、日本語を主な言語とする学校を卒業した者は、二等以上の合格に限り手当を支給することとされていた。試験は筆記と口述の二つの試験に分かれ、筆記は「訳解」[14]、作文及び「黙写」[15] からなり、口述は会話及び「読解」[16] からなっていた。

そして、1939年には青島特別市公署で日本語学試験が実施された。この日本語学試験は、青島特別市公署職員の日本語学習を奨励するという目的を持っていた。「日本語学奨励規則の説明」の「本案の主旨」[17] では、特別市市長が以前治安維持会会長を務めていたことをあげ、治安維持会で行われていた日本語学検定試験をすでに成立した市公署で行うために規則を立案する、ということが述べられている。つまり、それまであった治安維持会の試験を市公署に導入したということになろう。

また、それまでの治安維持会の試験では合格者に対する奨励の程度が軽いという理由で、日本警察及び憲兵隊の慣例及び満洲国の奨励規則を参照し、規定にいささかの改定を加えたようである。しかし、実際の手当を見てみると同等級の日本語学検定試験と日本語学試験に違いはないので、奨励を改善するということが具体的に何を指しているのかは不明である。また、同主旨では、奨励の予算額を増やすことにより、「東亜民族をしてこの機会に乗じて、日本語学習を広く行き渡らせることができ、奨励の効力によって、喜んで学習させ、努力して上達させることができる」と述べられており、確実に有益であると主張している。

日本語学試験は市公署職員を対象に行われたが、具体的には公署及び各機関で委任職に任じている者及び同等の待遇の職員が試験の対象者とされていた。ただし、編集翻訳・連絡・外交などの職務に就いている者は対象外であった。受験希望者は志願書を所属長経由で市長と試験委員会に提出し審査を受ける必要があり、所属の長官には適任者を推薦することが求められた。

同試験実施にあたっては、教育局が中心となり、総務局・警察局との３局で試験委員会を組織していた。そもそも市公署で試験が導入されたのは、この３局の局長の名義で市長宛に「日本語学試験奨励規則」の案が出されたことによる[18]。そこでは、中日親善を実行するには言語をもって感情をお互いに通じさせることが必要であるということを主旨とし、その中でも特に公務員はよく協議相談するため日本語に習熟させるよう奨励をすべきということが述べられている。つまり、市公署内では、「親

善」という目的に加えて業務の効率性も考えられ、これらの観点から日本語能力の向上が求められていたといえよう。

試験委員会委員長には総務局長の周家彦、副委員長に飯田晃三（教育局副局長）、対馬百之（警察局副局長）が充てられ、委員に林喜源太（総務局人事科科長）、宇野祐四郎（教育局督学室主任）、鍛冶谷信夫（警察局庶務科次席）、曲盍三（総務局編訳係係長）、鄒樹塊（教育局庶務科科長）、高伯亮（警察局文書係係長）の６名が充てられた[19]。

表３を見てわかるように、試験の各等級の基準は日本語学検定試験とほぼ同様である。試験の方法、試験問題及び手続きなどは、試験委員会が規定した。日本語学検定試験の規則と日本語学試験の奨励規則は類似しており、日本語学試験はほぼ日本語学検定試験を踏襲しているといえる。ただし、日本語学検定試験では、特等から七等までの８等級が設けられていたのが、日本語学試験では特等から五等までの６等級となっており、日本語学試験では日本語レベルの低い段階が切り落とされている。

規定では毎年１月と７月に実施されることになっているが、導入年である1939年は３月と６月に実施されたようである。実際の26名分の受験志願書から受験状況を確認してみると[20]、年齢は19歳から57歳までと幅広いが、平均では31歳と比較的受験者は若い。また、受験者の所属は、建設局（13名）、財政局（７名）、商品検験局（５名）、海務局（４名）、衛生局（１名）であった。受験する等級の内訳では、特等（０名）、一等（３名）、二等（８名）、三等（５名）、四等（６名）、五等（４名）であった。この受験等級から判断すると、特等以外の等級すべてに受験者がおり、ある程度日本語学習の経験がある職員もいたことがわかる。志願書の「外国の学歴」欄によると、「自習」としたのは２名のみであり、多くは東文書院（11名）や青島学院（５名）など青島で学習したものであった。大連や奉天や安東での学習歴があるものもおり、日本の中学校を卒業した学歴を持つものもいた。

４．３　青島特別市公署語学検定試験（1940年）へ

そして、1940年に日本語学試験は語学検定試験となる。「青島特別市公署語学検定試験規則案」[21]によると、その目的は「日語ノ学習ヲ奨励シ其ノ普及ヲ圖ル」ことだとしている。試験は日本語学試験と同様に、記述試験と口述試験にわかれ、両試験を構成している問題の種類も同じである。つまり、治安維持会の日本語学検定試験からこの語学検定試験までの３つの試験において、試験内容に大きな変化はな

かったと考えられる。また、等級の基準も会話・文語及び公文の翻訳が自由にできること（特等）から簡単な日常会話ができること（７等）までであり、３つの試験の基準にも変わりはなかった。

ただし、語学検定試験では、いくつかの変更点がある。その中で注目すべきものは、日本語に加えて中国語を試験の対象言語としたことにより、名称を「日本語」学試験から「語学」検定試験と変更していることである[22]。北京で行われた試験は、その名称を「語学検定試験」としながら、実質は日本語の試験が実施されているのみであった。しかし、青島で1940年に至って中国語の試験が実施されるようになったということは、中国人職員の日本語能力のみならず、日本人職員もまた中国語能力を持つことが推奨されたということになろう。先に述べたように、山西省では日本語講習だけでなく中国語講習も行われていたが、これらのことを合わせると、時期や地域の異なりもあろうが、日本人に対しても中国語能力を持つことが期待されていたことがうかがえる[23]。

また、変更点としてもう一つあげておきたいのが、手当とともに支給されていた徽章に関する取り決めが消えていることである。つまり、語学検定試験からは徽章の支給がなくなったと思われるのである。日本語学試験は奨励規則に関して日本の警察・憲兵隊の慣例と満洲国の奨励規則を参考にしていたが、語学検定試験でも満鉄と満洲国の制度を参考にしていた。

同試験実施にあたっては、市公署に語学検定試験委員会が設置され、委員長及び委員は市長の命により任命された。おそらく1940年のものだと思われる委員会の名簿によると、委員長を謝祖元とし、委員は「日系」７名、「華系」10名からなっており、日本語学試験の委員会よりも委員の数が増えている。一方、日本語学試験では「長」がつく役職のものが委員を務めていたが、語学検定試験では日系においても華系においても、委員に一般職員も含まれていた。

日本語学検定試験と日本語学試験は約１年の実施であったが、語学検定試験は1944年の第９回までを確認した。ただし、その実施にあたっては、多忙なことや申請者がいないなどの理由で実施時期が変更されることもあった。第８回に至っては実際には1944年２月６日の試験は公務が多忙で申請者がいないという理由で中止され、その後の第９回と併せて実施された（表４）。

表４　語学検定試験実施状況

実施回	実施予定年月→変更後の実施年月
第１回	1940年６月
第２回	1940年12月→1941年１月
第３回	1941年７月６日→７月13日→７月20日
第４回	1942年１月
第５回	1942年７月５日→７月26日→８月２日
第６回	1943年１月24日
第７回	1943年７月25日
第８回	1944年２月６日→（第９回と併せて実施）
第９回	1944年８月６日→８月27日

出典）青島市档案館：「本署制定日本語学試験奨励規則」（B0029/001/00692）特別市公署財政局（1939年より）（マイクロフィルム）

表５は、第１回と第２回の試験の合格者数をまとめたものである。これを見ると、第１回の合格者数は日本語25名、中国語１名であるが、第２回は日本語64名、中国語５名とそれぞれ第２回に至って合格者が増加している。受験者数は不明であるが、合格者の数からは、受験者自体の数も第１回より第２回の方が多かった可能性がある。また、日本語の受験者について、表６から第２回合格者の内訳を見てみると、その所属局は特に教育局（23名）と警察局（21名が）が多く、次いで総務局（11名）となっており、日本語学試験の導入にあたって中心となった局からの合格者が多い。

表６の出典元の表には「前回等級」という欄も含まれているが、これは第２回の合格者がこれまでどの等級に合格しているかを示したものだと思われる。実際に、表５と表６を合わせて見てみると、表５の「第１回」「日本語」合格者全体の数とそれぞれの等級の数が、表６の「前回等級」全体の数とそれぞれの等級の数と一致する。つまり、第１回に合格した全員が続けて第２回も受験し、その全員が第１回の合格等級より上位の等級に合格していることになる。このことからすると、日本語の学習が継続的に行われており、その成果が上がっているように見えるが、それについて判断するだけの資料がないため、ここでは可能性を示すにとどめる。

表５　語学検定試験第１回及び第２回合格者

	第１回		第２回	
	日本語	中国語	日本語	中国語
特等				
一等				
二等			3	
三等			4	
四等	1		16	2
五等	6		32	2
六等	12	1	7	1
七等	6		2	
計	25	1	64	5

出典）青島市档案館：「青島特別市公署第二次語学試験警備隊合格人員加藤勇名表」（A0020/001/00013/0068）

表６　第２回語学検定試験日本語試験合格者内訳

	合格者数	所属局（人数）	前回等級（人数）
特等			
一等			
二等	3	警察（2）総務（1）	五等（1）
三等	4	衛生（1）教育（1）警察（1）財政（1）	四等（1）六等（1）
四等	16	衛生（1）教育（3）警察（5）社会（2）総務（5）	五等（5）六等（4）
五等	32	衛生（2）教育（14）警察（11）財政（1）総務（4）	六等（7）七等（4）
六等	7	教育（3）警察（2）財政（1）総務（1）	七等（2）
七等	2	教育（2）	
計	64	64	25

出典）青島市档案館：「第二語学検定日語工三等合格人員郭炳源、李静波等名表」（A0020/001/00013/0079）、「第二回語学検定日語四等合格人員田家珍、趙瑞周等名表」（A0020/001/00013/0080）、「第二回語学検定日語五等合格人員方世鈞，種恵書等名表」（A0020/001/00013/0082）、「第二回語学検定日語六等合格人員趙凌霄，関澤霖等名表」（A0020/001/00013/0084）、「第二回語学検定日語七等合格人員丁宏遠、陳玉秀名表」（A0020/001/00013/0085）

5　おわりに

華北において中央や地方の行政を担う職員の日本語能力養成方法は様々であった。中央の官吏養成機関である新民学院では官吏教育プログラムの中に日本語教育が含まれていた。一方、地方の省・市公署職員に対しては、留学制度を設けた以外に、奨励をともなった試験と日本語講習という二つの方法が取られていた。これらは在職したまま日本語能力を養成することができる方法であった。これらの方法は、在職職員の日本語能力養成方法としては、広く行われていたと考えられる。その中で、奨励をともなった試験は、試験の合格等級によって手当が支給されるという点で、実利をともなった日本語学習奨励策であった。

省・市公署職員に対しては、任用基準による厳格採用、職務管理などがなされており、職員として資質や勤務状況は厳しく管理されていたようである。しかし一方では中下級公務員の給与待遇はあまりよくなかったという（郭他2007：363-365）。実際の試験の手当の金額を見てみると、北京では特等から順に25元～５元と定められていた。一方青島では、1944年に手当金の金額が改正されるまでは最高20元の支給となっており、北京の基準と比較的近かった。しかし、改正後は最高50元にまで増額している。また、手当の支給期間についても、1939年の日本語学試験までは１年～６カ月の支給であったものが、1940年から実施された語学検定試験からは、３年～１年の支給へと延長されている。青島では、このような手当金額と支給期間の変化から、奨励の度合いが高まっていった傾向があり、実情にあわせて見直しが行われていたことが推察される。

川上（2007a）では、北京での語学奨励試験の導入に関して満洲での実施例をあげてその類似性を指摘し関連する可能性を指摘したが、本稿では、青島特別市における一連の日本語試験の実施にあたって、満洲国や日本の警察などの制度を参照していたことを実証した。このことからは、本国・植民地・占領地間での関連性を改めて確認できるといえる。

華北では、臨時政府と表裏一体の民衆教化団体といわれた新民会により、満洲国で実施されていた語学奨励試験を導入することが検討されていたという。田中（2003：131-132）によると、試験の施行導入については、新民会が中心となり、「当初は公務員を対象にしつつ次第に一般民衆にまで拡大し、特等から四等までに合格証書を与え、官公署や日本人経営の会社に優先的に就職を斡旋するといった、日本語の普及奨励法を検討しているが、その実態は不明である。」とのことである。

このような動きはあったようであるが[24)]、北京特別市と青島特別市で実施された

試験に関して、新民会からの働きかけがあったことは確認できなかった。ただし、市公署などには日本人顧問や補佐官が送られており現地の軍当局の意思が強く反映していたことから、現地の新民会と何らかのつながりがあったということについて否定はできないところである。一方、これらの試験には類似性や導入にあたって参考とした形跡はあるが、導入や実施に関して主導的な組織や人物がいたことは確認できない。やはり現段階では、華北での奨励をともなった日本語の試験は、一部の地域、すなわち北京特別市と青島特別市のみで行われており、他の地域（特に満洲地域）の試験や制度等を参考にそれぞれで導入されたとしか推察できない。

ところで、青島特別市では、本稿で取り上げた市公署主催の試験以外に、試験の等級別に合格者に手当てを出すような試験が行われていた。それは警察局で行われた「日語検定試験」[25] である。試験の等級は、特等、一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等に分かれており、一等から三等までは、筆記試験（華文日訳、日文華訳、書取、作文）と口述試験（問答、通訳）、四等から七等までは筆記試験（華文日訳、日文華訳、書取）と口頭試験（問答）が行われた。「書取」の試験内容を見てみると、最も等級の低い七等では「窓ヲ開ケテ下サイ」「机ノ上ニ何カアリマスカ」といった日常生活に関係する内容であるが、等級があがるにつれ警察の職務に関係する内容や「東亜共同体」「東亜新秩序」といった言葉を含んだ内容となっている[26]。

青島特別市での事例のように、華北では大小各機関でこのような類似した日本語の試験がそれぞれに取り入れられていた可能性は高い。華北の「中央政府」である華北政務委員会でも「日本語文検定試験」という日本語の検定試験を実施していた。同試験では、華北にある各省市公私各機関団体に服務している者、あるいはそれに志願している者に日本語学習を奨励することを目的として行われていたが、試験対象に各省・市の公的機関職員が含まれており、北京特別市と青島特別市で行われた日本語の試験と対象の重なりがある。類似した試験が同時期に行われていた理由や実施方法の違いについて、さらに検討を重ねる必要がある。

また、このような日本語の試験をめぐる「中央」と「地方」の関係性については、華北の占領政策の点からも考察を進めるべきであろう。中国の档案館等での資料収集を継続し、新民会の関与の有無、日本語文検定試験と市公署の語学奨励試験との関連について解明することを今後の課題とする。

本研究は日本学術振興会科学研究費若手研究（B）（22720200）の助成を受けて行ったものである。本稿は2012年日本語教育国際研究大会（2012年８月18日）での発表

に加筆修正を加え執筆した。本稿執筆にあたりご助言をくださった北海道大学国際本部留学生センターの中村重穂先生、コメントをくださった査読者の方にお礼を申し上げる。

注

1）小野はさらに、後者の立場として中国側学校に派遣される日本人教員を取り上げ、日本人教員の役割として日本語普及の推進以上に「内面指導」に従事することが期待されていたということに対して、顧問約定の位置づけを与えることによって、これまでの先行研究での議論を新たな面から整理している。

2）例えば、青島特別市では顧問や補佐官以外にも市政府の委員の半数、また特別市公署各局の副局長及びその他の職員は必要にあわせて、「日本国臣民」を招聘することとなっていた。(「偽臨時政府行政委員会致駐青島日本総領事函（1939年2月25日　秘字第1474号)」中央档案館等編2004：266）また、河南省では1938年末の統計によると、省公署職員の中で日本国籍を持つものはその五分の一を占めていたという（章他1997：323)。

3）1937年10月12日に「北平」を「北京」と改称決定。本稿では決定以後に言及する場合は「北京」とする。

4）1938年２月１日には冀東防共自治政府を併合し、その後河南省自治政府、山西省臨時政府を編入した（安井1978：165)。河北省公署は、天津治安維持会を基礎として作り上げられ、1938年１月17日に天津で成立した（郭他2007：178)。

5）郭他（2007：149-153）では、北京と天津の治安維持会の活動をまとめて、１．市区及び各県政務の回復及び管理、２．警察力の回復と治安維持、３．新聞の言論統制、４．財政の接収管理と金融の安定、５．物価の抑制と難民救済、の５つの主要活動があったということを指摘し、その他に学校教育と社会教育の回復もあげている。

6）例えば、第１軍は山西省、第12軍は山東省と河南省を制御していた。華北政務委員会は自らの意図により各省を操ることはできず、華北政務委員会から省長に命令を下したとしてもそれに軍の司令官の命や指示がなければそれは一枚の紙切れにすぎなかった。また、日本国内の機関との関係に関しては、特に地方では興亜院よりもその地域を治める軍の権力が強かった（中央档案館他編2004：282-285)。

7）地方行政機構も４省３特別市公署の形を維持したが、1943年１月には「公署」

が「政府」と改称された（郭他2007：436）

8）のちに３年へと延長された（『華北政務委員会三周年施政紀要』「新民学院」p1）。

9）JACAR: B05016176200（12-19/24）参考資料関係雑件／学校及学生関係第六巻（H-7）（外務省外交史料館）

10）北京市档案館資料：J004-002-00849「北京特別市教育局関于本年第九期受訓学員名単請鑑核給市私立学校的訓令」原文は中国語。訳は筆者。なお、応募資格は、年齢が35歳以下の者で、専科以上の学校を卒業し、日本語に通じており、現在本署及び省署直轄付属機関（通県市局処署は含まず）に６か月以上勤めている者とされている。

11）『天津特別市公署行政撮要』民国二十九・三十年度合刊

12）『華北政務委員会三周年施政紀要』「山西省公署」p8-9

13）前掲の『施政紀要』には、北京特別市と青島特別市での実施は報告されているが、河北省・山西省・山東省・河南省と天津特別市での試験の実施は確認できなかった。『施政紀要』は、華北政務委員会成立（1940年３月）から42年度までが二周年に収められており、それ以降は１年度ごとに三周年～五周年と発行されている。ただし、その内容は各機関から報告を受けたものであり、二及び三周年の「凡例」には精密に整理がなされていないことなどが述べられている。したがって、『施政紀要』に掲載されてはいなくても実際には試験が実施されていた可能性もあることは否定できないが、現在確認した限りではそれを示すものはない。また、天津档案館での資料調査でも、管見の限りではやはり試験の存在や実施を示すものはなかった。

14）翻訳と解説。表２では「訳解」と表記。

15）二つの意味に解釈できる。一つは、文字や文章を記憶しておきその記憶に頼って書き取ること。もう一つは、読み上げられた文字や文章を聞いて書き取ること。表２および表３では「書取」と表記。

16）口述試験の一部であることから、「読解」とは、受験者が文字や文章を読み上げる類のものであったと思われる。

17）青島市档案館：「警察局為鼓励職員学日語起見擬定挙行試験清備案」（B0023/001/00052）

18）青島市档案館：「青島特別市公署日本語学奨励規則、説明」（B0023/001/00512/0016）

19）青島市档案館：「警察局為鼓励職員学日語起見擬定挙行試験清備案」（B0023/001/00052）。20）小野（2010：45）では、「顧問約定」の後者の区分である技術・専門家等の配置先として、行政・治安・刑務・郵政・実業・建設・財務・文教をあげている。これらの領域は、「警察・軍事を主とした人材養成、財源確保・通信・インフラ整備に関わる重要な領域」であったとして、「この領域の地方レベルにまで日本人を配置し、効率的な占領地経営と派遣先の監督を務めさせるのが、北支軍の構想であった」としている。これらの配置と職員の日本語学習の推進に積極的であった部署との重なりも考慮する必要があろう。

20）青島市档案館：「警察局為鼓励職員学日語起見擬定挙行試験清備案」（B0023/001/00052）。26名の志願書の「受験時期」の記載によると、1939年３月の受験が16名、６月の受験が４名、1939年が１名、不明が５名となっている。

21）「青島特別市公署語学検定試験規則案」は漢字カタカナ交じりの日本語で書かれている。「案」が手書きの線で消されていることから、案がそのまま通り、規則となった可能性が高い。また、附則には「民国二十九年六月一日 ヨリ之ヲ施行ス」と書かれているが、月と日にちは手書きで書かれている。

22）ただし、日本語学試験導入の際にも、試験の名称を「日本語」とせずに「外国語」とすることは検討されていたようである。青島市档案館の「青島特別市公署日本語学奨励規則、説明」（B0023/001/00512/0016）には、手書きの草案が含まれているが、その段階では「日本語」ではなく「外国語」という選択肢もあったことが読み取れる。ただ、「外国語」という名称だけでは、日本語以外の言語も対象とすることが検討されていたかどうかについてはわからない。

23）北京特別市の実施に関しても、実施が確認できた第４回（1943年）以降に試験科目の変更がなかったかどうか再調査する必要があると考える。

24）志田（1943:206）には以下のような記述がある。「北支那の新民会に於いては、満洲国に倣ひ、日本語の学力検定試験を施行し、特等より四等に亙る区分を設け、合格した者には賞金を与へ、一般民衆でこれに合格した者にも合格證書を交附することとした」。この記述と田中（2003）の記述からは、奨励をともなった日本語試験の導入が検討・計画されていたことはわかるが、実施されたかどうかは不明である。

25）青島市档案館：「日語検定試験辦法」（A0020/001/0047/0102）1940　青島特別市警察局

26）他に、治安維持会でも、警察部の教練所に日語班（日本語クラス）が付設され

ており、３か月の修業期間で毎日午前八時から十二時まで日本語と精神訓話の二科目を学び、午後は原局あるいは分所で服務することになっていた。この日語班で試験を行う際には、成績が特等・一等・二等・三等の四種に分けられ、毎月それぞれ語学手当が支給されていた（青島市档案館：「青島治安維持会部会設日語班暫行辦法」（A0018/001/00636/0020）」

参考文献

内田知行（2005）『黄土の大地1937 ～ 1945　山西省占領地の社会経済史』創土社

小野美里（2010）「日中戦争期華北占領地における日本人教員派遣―顧問制度との関連に注目して」『人文学報』首都大学東京都市教養学部人文・社会系（430）

郭貴儒・張同楽・封漢章（2007）『華北偽政権史稿』社会科学文献出版社

川上尚恵（2007a）「占領下の北京特別市における市公署職員を対象とした日本語教育―語学奨励試験と日本語クラスを中心に―」『日本語教育』日本語教育学会132号

川上尚恵（2007b）「占領下の中国華北地方における日本語学校―北京近代科学図書館付属日本語学校と新民教育館付属日本語学校」『植民地言語教育の虚実』植民地教育史研究年報2006年第9号

近代日中関係史年表編集委員会（2006）『近代日中関係史年表1799-1949』岩波書店

志田延義（1943）『大東亜言語建設の基本』（大東亜文化建設研究 / 国民精神文化研究所編6）畝傍書房

章伯锋・庄建平主編（1997）『日偽政権与淪陥区』抗日戦争第６巻　中国近代史資料叢刊 13

田中寛（2003）「『東亜新秩序』と『日本語の大陸進出』―宣撫工作としての日本語教育―」『「文明化」による植民地支配　植民地教育史研究年報』第５号

中央档案館・中国第二歴史档案館・吉林省社会科学院合編（2004）『汪偽政権　日本帝国主義侵華档案資料選編６』中華書局

安井三吉（1978）「日本帝国主義とカイライ政権」『抗日戦争』講座中国近現代史東京大学出版会

Measures Encouraging Japanese Language Study for the Staff at a Government Office in Huabei Area, China, during the Japanese-Chinese War: Focus on Japanese Language Examinations at Qingdao City Government Office

KAWAKAMI　Naoe

In the Japanese-Chinese war, Japanese imperial influence extended all the way to Huabei (northern China). This paper examines the measures taken to train the Chinese government staff in Huabei in the Japanese language. This paper begins with mentions of the government organization and the measures of training Japanese language skills of government staff in Huabei. Furthermore, we discuss how Japanese language examinations were administered to Qingdao city government office staff, and show implementation aspects. Research showed that the Japanese language examination was introduced by an association of public security preservation (Chian iji kai), and that examination was taken over by the Qingdao city government. Moreover we confirmed the Japanese language examination that was used in Manchuria and the system of Japanese police are adapted into examinations in Qingdao. Despite the existence of similar examinations elsewhere as in Huabei, there is no proof that any particular person or organization sought to spread these examinations.